市民活動推進センターの登録に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、生駒市市民活動推進センター運営規程第３条の規定に基づき、生駒市市民活動推進センター（以下「センター」という。）の円滑な運営及びボランティア団体等の育成のため、センターの登録に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（登録の要件）

第２条　センターに登録しようとする団体は、次の各号の要件を満たさなければならない。

(1)　市民公益活動を行い、又は行う意思のある団体であること。ただし、会員向けの互助活動のみを行う団体は除く。

(2)　市民公益活動は、公共性、社会性があり、政治的、宗教的、営利的（収益を会員に分配する）目的がないこと。

(3)　生駒市内に活動拠点を有し、代表者が明確であり、団体の活動内容を公表できること。

(4)　年間を通じて市民公益活動を行っていること。

(5)　団体構成員が５名以上で、過半数が市内在住、在勤又は在学者であること。

(6)　センターと連携をとるとともに、センターの行う事業に協力すること。

（登録の手続）

第３条　センターに登録しようとする団体は、次の各号の書類を提出しなければならない。

(1)　市民活動推進センター登録申請書（様式第１号）

(2)　規約又はそれに準ずるもの

(3)　会員名簿

(4)　会の活動内容が分かる書類

２　センターへの登録は単年度とする。ただし、翌年度も引き続き登録しようとする団体は、次の前項の規定に関わらず、次の各号の書類を提出しなければならない。

(1)　市民活動推進センター更新申請書（様式第２号）

(2)　会員名簿

(3)　前年度の活動が分かる書類

（登録の決定）

第４条　センターへの登録の決定は、市民活動登録団体代表委員会の確認を経て、市長が決定する。

２　前項の規定は、前条第２項の規定に基づく決定を行う場合も同様とする。

（登録の抹消）

第５条　登録の決定を受けた団体は（以下「登録団体」という。)、次の各号の場合に登録を抹消されるものとする。

(1)　登録の抹消の申し出があったとき。

(2)　第２条に定める要件が欠けたとき。

(3)　登録団体がセンターの名誉を毀損し、又はその趣旨の反した活動があったとき。

(4)　登録の手続に不備があったとき。

（登録の支援内容）

第６条　登録団体は、次の各号の支援を受けることができるものとする。

(1)　センターによる広報活動等の支援を受けること。

(2)　センターの研修室、事務機器、その他の機器を使用できること。

附　則

この規程は、平成２０年６月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２２年３月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２３年９月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２７年１１月５日から施行する。